

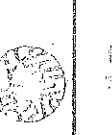



	町長	副町長	課長	グループ長	グループ員	担当者
関 覧						可農林 第 2578号 平成20年 3月27日

白川町
町長 今井良博 様

可茂農林事務所長

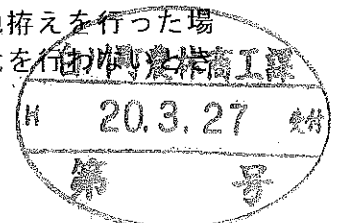


平成19年度森林・林業対策事業費補助金（造林補助事業）の交付決定について（通知）

平成20年 2月28日付け白農第164号で申請のあった平成19年度森林・林業対策事業費補助金（造林補助事業）については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第5条第1項の規定に基づき下記のとおり補助金を交付することを決定し、あわせて同規則第14条の規定に基づき補助金の額を確定する。ただし、下記2、3並びに4を守らなければならない。

記

- 1 補助金交付決定額 金 1,206,932円
(平成19年度 V期申請分)
- 2 補助事業者は次に掲げる法令、通達等の定めに従わなければならない。
 - (1) 補助金等に関する法令
 - (2) 岐阜県補助金等交付規則
 - (3) 岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号および平成19年4月2日付け林第20号林政部長通知）
- 3 補助金交付の条件
 - (1) 補助事業の施行地を該当補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途へ転用する場合（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）、又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う場合はあらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該転用にかかる森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、公用、公共及び天災地変、その他やむを得ない事由の場合は補助金相当額返還の減免について知事に協議するものとする。
 - (2) 計画に基づいて行う事業のある場合において、知事等が当該事業計画の認定を取り消した場合には、当該取り消しにかかる造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金との差額を返還しなければならない。
 - (3) 作業路開設にかかる森林整備事業について、補助対象となる事業規模以上実施しなしたとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めるときを除く。）は当該作業路につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。
 - (4) 補植、保育等成林に必要な保育管理を行うとともに、岐阜県森林国営保険事業事務取扱要領第2（昭和59年2月8日造林第512号林政部長通知）により森林保険に加入しなければならない。ただし、当該林分がすべて森林保険に加入している場合を除く。
 - (5) 流域育成林整備事業における事業主体は、人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合、当該林地につき、その翌年度から起算して2年以内に苗木の植栽を行わなければならない。



- は、交付を受けた伐採前特殊地拵えにかかる補助金相当額を返還しなければならない。
- (6) 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業における事業主体は、整理伐を行った場合、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植え込み等の改良を行わないときは、交付を受けた地拵え、整地、路網整備、付帯施設整備に係る補助金相当額を返還しなければならない。
 - (7) 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業における事業主体は、単層林から複層林へ誘導を目的として受光伐（枝払いを除く。）を行った場合、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年以内に樹下植栽又は地表かき起こし、不用萌芽の除去等の改良を行わないときは、交付した受光伐（枝払いを除く。）にかかる補助金相当額を返還しなければならない。
 - (8) 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業における事業主体は、誘導伐を行った場合、当該林地につき、長期育成循環施業協定に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合（確実な更新が図られると知事が認めた場合を除く。）及び立木の材積が長期育成循環協定に定める維持すべき立木材積を下回ることになる伐採を行ったときは、交付を受けた誘導伐にかかる補助金相当額を返還しなければならない。
 - (9) 公的森林整備推進事業及び流域育成林整備事業における長期育成循環整備の誘導伐について、下層木の5割以上を広葉樹植栽とする旨を意志表示したにもかかわらず、実際に行われなかった場合、下層木の5割未満の広葉樹等植栽として査定した補助金との差額を返還しなければならない。
 - (10) 播種又は地表かき起こしを行った場合、当該林地につき、その翌年度から起算して2年以内に必要な更新が確認できなかったとき（植え付け等により更新が確保できた場合を除く。）は、交付を受けた播種又は地表かき起こしに係る補助金相当額を返還しなければならない。
 - (11) 消費税の申告により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、別記様式1によりその金額等を速やかに知事に報告するとともに、その金額を県に返還しなければならない。
- 4 森林所有者等から委託を受けて事業を実施した者及び事業主体からの委託を受けて代理申請を行った者は、この補助金を受領したときは遅滞なく当該森林所有者及び事業主体に配布すること。

竣工審査調書・補助金通知内訳書 (機能増進保育)

年度	制度区分	事業区分	事務所	市町村	専業主体
2007 5期	流域育成林 整備事業 (流域保全)		可茂	白川町	市町村
		審査	より まで	審査者氏名	審査者氏名

事業者番号等	事業地		事業者	種類	事業	期限措置	受託	樹種	面積	実施率	調整標準 単価	査定 係数	調整査定総費	補助金内訳			備考
	箇所	枝												国費	義務県費	県単 県上	
9858	2	上佐見 檜峠 5268	白川	80	2	2	3	12	3.50	30%	290,100	170	1,726,095	517,828	172,610	690,438	(実行総費)1,403,714円 (標準総費)1,015,550円
9858	2	上佐見 檜峠 5268	白川	80	2	2	3	12	0.27	30%	290,100	170	133,155	39,946	13,316	53,262	(実行総費)1,082,866円 (標準総費)783,271円
計									3.77				1,859,250	557,774	185,926	743,700	

年度	制度区分	事業区分	事務所	市町村	事業主体
2007 5期	流域育成林 整備事業 (補填保全)		可茂	白川町	市町村
		審 査	調査者 職氏名		審査者 職氏名
		平成20年3月11日 より 平成20年3月11日 まで			

竣工審査調査調書・補助金通知内訳書 (育成単層林整備)

事業番号等	事業地		事業者	種類	事業				受託	樹種	面積	実施率	調整標準 単価	査定 係数	調整査定経費	補助金内訳			備考
	箇所	枝			種別	期限	措置	面積								樹種	国費	義務県費	
9858	1		上佐見 桜峠 5268	白川	50	1	2	3	12	0.75	30%	160,400	170	204,510	61,353	20,451	10,225	92,029	(実行経費)145562円 (標準経費)120900円
9858	1		上佐見 桜峠 5268	白川	50	1	2	3	12	0.70	30%	160,400	170	190,876	57,262	19,089	9,543	85,894	(実行経費)136848円 (標準経費)112280円
計										1.45				385,386	118,615	39,540	19,768	177,923	

年度	制度区分	事業区分	事務所	市町村	事業主体
2007 5期	流域育成林 整備事業 (漁場保全)		可茂	白川町	市町村
	審 平成20年3月11日 平成20年3月11日	査	より まで	調査者職氏名	調査者職氏名

竣工検査調査・補助金通知内訳書 (長期育成循環整備植栽)

事業者番号等	事業地 (大字 字 地番)	事業者	事業		期限 措置	受託	樹種	面積	植本数	調整標準 単価	査定 係数	調整査定経費	補助金内訳		補助金計	備考
			種類	内訳									国費	義務県費 県単高上		
9858	白山 飛保坂 1900-2	白川IT	610	21	3	3	23 12	0.39 0.90	390 900	372,900 304,600	170	247,232 466,038	74,169 139,811	24,724 46,605	98,893 186,416	(実行経費)447,800円 (標準事業費)419,871円 差額
計							計	1.29	1,290			713,270	213,980	71,329	285,309	
計							計	1.29	1,290	計		713,270	213,980	71,329	285,309	

関	町長	参事	課長	グループ長	グループ員	担当者
関					可農林 平成21年3月27日	第3105号 平成21年3月27日

白川町長 様

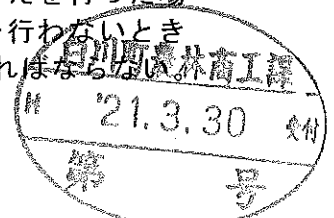
可茂農林事務所長

平成20年度森林・林業対策事業費補助金（造林補助事業）の交付決定について（通知）

平成21年2月20日付け白農第204号で申請のあった平成20年度森林・林業対策事業費補助金（造林補助事業）については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第5条第1項の規定に基づき下記のとおり補助金を交付することを決定し、あわせて同規則第14条の規定に基づき補助金の額を確定する。ただし、下記2、3並びに4を守らなければならない。

記

- 1 補助金交付決定額 金 932,509 円
(平成20年度 IV期申請分)
- 2 補助事業者は次に掲げる法令、通達等の定めに従わなければならない。
 - (1) 補助金等に関する法令
 - (2) 岐阜県補助金等交付規則
 - (3) 岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成20年4月1日付け林第17号林政部長通知）
- 3 補助金交付の条件
 - (1) 補助事業の施行地を該当補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途へ転用する場合（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）、又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う場合はあらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該転用にかかる森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、公用、公共及び天災地変、その他やむを得ない事由の場合は補助金相当額返還の減免について知事に協議するものとする。
 - (2) 計画に基づいて行う事業のある場合において、知事等が当該事業計画の認定を取り消した場合には、当該取り消しにかかる造林事業につき、被害地等森林整備事業として査定した補助金との差額を返還しなければならない。
 - (3) 作業路開設にかかる森林整備事業について、補助対象となる事業規模以上実施しなしとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は当該作業路につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。
 - (4) 補植、保育等成林に必要な保育管理を行うとともに、岐阜県森林国営保険事業事務取扱要領第2（昭和59年2月8日造林第512号林政部長通知）により森林保険に加入しなければならない。ただし、当該林分がすべて森林保険に加入している場合を除く。
 - (5) 流域育成林整備事業における事業主体は、人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場合、当該林地につき、その翌年度から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた伐採前特殊地拵えにかかる補助金相当額を返還しなければならない。



- (6) 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業における事業主体は、整理伐を行った場合、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植え込み等の改良を行わないときは、交付を受けた地拵え、整地、路網整備、付帯施設整備に係る補助金相当額を返還しなければならない。
 - (7) 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業における事業主体は、単層林から複層林へ誘導を目的として受光伐（枝払いを除く。）を行った場合、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年以内に樹下植栽又は地表かき起こし、不用萌芽の除去等の改良を行わないときは、交付した受光伐（枝払いを除く。）にかかる補助金相当額を返還しなければならない。
 - (8) 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業における事業主体は、誘導伐を行った場合、当該林地につき、長期育成循環施業協定に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合（確実な更新が図られると知事が認めた場合を除く。）及び立木の材積が長期育成循環協定に定める維持すべき立木材積を下回ることになる伐採を行ったときは、交付を受けた誘導伐にかかる補助金相当額を返還しなければならない。
 - (9) 公的森林整備推進事業及び流域育成林整備事業における長期育成循環整備の誘導伐について、下層木の5割以上を広葉樹植栽とする旨を意志表示したにもかかわらず、実際に行われなかった場合、下層木の5割未満の広葉樹等植栽として査定した補助金との差額を返還しなければならない。
 - (10) 播種又は地表かき起こしを行った場合、当該林地につき、その翌年度から起算して2年以内に必要な更新が確認できなかったとき（植え付け等により更新が確保できた場合を除く。）は、交付を受けた播種又は地表かき起こしに係る補助金相当額を返還しなければならない。
 - (11) 消費税の申告により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、別記様式1によりその金額等を速やかに知事に報告するとともに、その金額を県に返還しなければならない。
- 4 森林所有者等から委託を受けて事業を実施した者及び事業主体からの委託を受けて代理申請を行った者は、この補助金を受領したときは遅滞なく当該森林所有者及び事業主体に配布すること。

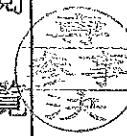





審査調書・補助金通知内訳書

2008年 4期

(育成単層林整備保育)

制度区分	事業区分	現地機関	市町村	事業主体
流域育成林整備事業 (漁場保全)		可茂	白川町	70
	審査	より	調査者職氏名	審査者職氏名
		まで		

事業番号等	事業箇所	事業地 (大字字地番)	事業種類 種類内記	期限 措置	受託	樹種			面積	実施率	調整標準 単価	査定 係数	補助金内訳			備考
						樹種1	樹種2	樹種3					国費	義務県費	県単協上	
9858	1	赤河 大郷 1081-3-15	50 12	2	3キ	0.70	30%	281,211	170	334,640	100,392	33,464	33,463	167,319	(実行経費)860172円 (標準経費)96847円	
9858	1	赤河 大郷 1081-3-15	50 12	2	3キ	0.10	30%	281,211	170	47,805	14,341	4,781	4,780	23,902	(実行経費)64310円 (標準経費)28121円	
9858	1	赤河 大郷 1081-3-15	50 12	2	3キ	0.28	30%	281,211	170	133,856	40,156	13,387	13,376	66,919	(実行経費)152089円 (標準経費)78739円	
9858	1	赤河 大郷 1081-3-15	50 12	2	3キ	0.08	30%	281,211	170	38,244	11,473	3,825	3,821	19,119	(実行経費)34448円 (標準経費)22466円	
9858	2	黒川 菅畑 7569-1	50 11	2	3キ	2.33	30%	185,275	170	733,873	220,161	73,389	36,668	330,218	(実行経費)46400円 (標準経費)431690円	
9858	3	黒川 菅畑 7569-1	50 12	2	3キ	0.25	30%	281,211	170	119,514	35,854	11,952	11,942	59,748	(実行経費)100800円 (標準経費)70902円	
9858	4	広野 大洞奥 682	50 12	2	3キ	1.11	30%	281,209	170	530,641	159,192	53,065	53,027	265,284	(実行経費)619750円 (標準経費)312141円	
計						4.85				1,938,573	581,569	193,863	157,077	932,509		

	町長	参事	課長	グループ長	グループ員	担当者
閱 覽						

可農林第1874号
平成22年3月24日

白川町長 今井 良博 様

可茂農林事務所長



平成21年度森林・林業対策事業費補助金（造林補助事業）の
交付決定通知について（通知）

平成22年2月23日付け白農第201号-1で申請のあった平成21年度森林・林業
対策事業費補助金（造林補助事業）について、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜
県規則第8号）第5条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定し額を確定
する。ただし、下記の補助条件を守らなければならない。

記

- 1 事業名 森林整備事業
- 2 補助金交付決定額 金 1, 227, 599 円
(平成21年度 IV期申請分)
- 3 補助条件
 - (1) 補助事業の施行地を該当補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林
以外の用途へ転用する場合（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃
借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される
場合を含む。）、又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う場合はあらか
じめ知事にその旨を届けるとともに、当該転用にかかる森林につき交付を受けた補助
金相当額を返還すること。ただし、公用、公共及び天災地変、その他やむを得ない事
由の場合は補助金相当額返還の減免について知事に協議するものとする。
 - (2) 計画に基づいて行う事業のある場合において、知事等が当該事業計画の認定を取り
消した場合には、当該取り消しにかかる造林事業につき、被害地等森林整備事業とし
て査定した補助金との差額を返還しなければならない。
 - (3) 作業路開設にかかる森林整備事業について、補助対象となる事業規模以上実施しな
しとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は当該作業路
につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。
 - (4) 補植、保育等成林に必要な保育管理を行うとともに、岐阜県森林国営保険事業事務
取扱要領第2（昭和59年2月8日造林第512号林政部長通知）により森林保険に
加入しなければならない。ただし、当該林分がすべて森林保険に加入している場合を
除く。
 - (5) 流域育成林整備事業における事業主体は、人工造林の伐採前特殊地拵えを行った場
合、当該林地につき、その翌年度から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないとき
は、交付を受けた伐採前特殊地拵えにかかる補助金相当額を返還しなければならない。
 - (6) 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森
林造成事業及び被害地等森林整備事業における事業主体は、整理伐を行った場合、当
該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年以内に地表かき起
用萌芽の除去、植え込み等の改良を行わないときは、交付を受けた地拵え



網整備、付帯施設整備に係る補助金相当額を返還しなければならない。

- (7) 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業における事業主体は、単層林から複層林へ誘導を目的として受光伐（枝払いを除く。）を行った場合、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年以内に樹下植栽又は地表かき起こし、不用萌芽の除去等の改良を行わないときは、交付した受光伐（枝払いを除く。）にかかる補助金相当額を返還しなければならない。
- (8) 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業における事業主体は、誘導伐を行った場合、当該林地につき、長期育成循環施業協定に違反して、予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わない場合（確実な更新が図られると知事が認めた場合を除く。）及び立木の材積が長期育成循環協定に定める維持すべき立木材積を下回ることになる伐採を行ったときは、交付を受けた誘導伐にかかる補助金相当額を返還しなければならない。
- (9) 公的森林整備推進事業及び流域育成林整備事業における長期育成循環整備の誘導伐について、下層木の5割以上を広葉樹植栽とする旨を意志表示したにもかかわらず、実際に行われなかった場合、下層木の5割未満の広葉樹等植栽として査定した補助金との差額を返還しなければならない。
- (10) 播種又は地表かき起こしを行った場合、当該林地につき、その翌年度から起算して2年以内に必要な更新が確認できなかったとき（植え付け等により更新が確保できた場合を除く。）は、交付を受けた播種又は地表かき起こしに係る補助金相当額を返還しなければならない。
- (11) 消費税の申告により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、別記様式1によりその金額等を速やかに知事に報告するとともに、その金額を県に返還しなければならない。
- (12) 岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）及び岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号）に従わなければならない。

4 森林所有者等から委託を受けて事業を実施した者及び事業主体からの委託を受けて代理申請を行った者は、この補助金を受領したときは遅滞なく当該森林所有者及び事業主体に配付すること。

